

令和 3 年

第 2 回定例会会議録

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

## やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

### 議 事 日 程

令和3年10月12日（火曜日）

開 会（午後3時15分）

管理者招集の挨拶

開議の宣告

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

第1 議会選挙第1号 副議長の選挙について

第2 報第1号 令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）  
の専決処分の報告について

第3 認第1号 令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定  
について

閉 会

○本日の会議に付した事件  
日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	梶木 裕文	2 番	吉田 容工
3 番	植田 昌孝	4 番	南 満
5 番	松浦 正一	6 番	小松 久展
8 番	山口 耕司	9 番	大谷 龍雄

○欠席議員（1名）

7 番 牧野 雅一

○説明のための出席者

管 理 者	東川 裕	副 管 理 者	森 章浩
副 管 理 者	太田 好紀	事 務 局 長	榊 芳弘
総 務 課 長	田村五十司		

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長 木下 嘉敏

(午後 3 時 1 5 分開会)

議長  
(小松 久展) それでは、ただいまの出席議員数は 8 名でありますので、議会は成立をいたしました。  
ただいまより、令和 3 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 2 回定例会を開会いたします。  
管理者より招集の挨拶がございます。  
東川管理者。

管理者  
(東川 裕) 令和 3 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 2 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、やまとクリーンパークの安定操業と構成市町から排出されます一般廃棄物の適正処理を行ってまいりました。今後におきましても、円滑な施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
さて、今回提出させていただきました案件は、令和 2 年度一般会計補正予算の専決処分の報告及び令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の認定についての 2 議案でございます。議員皆様には、何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議長  
(小松 久展) これより、会議を開きます。  
お諮りいたします。この際、議長において議席を指定いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 異議なしと認めます。よって、議長において議席を指定いたします。  
議席番号 1 番、梶木裕文議員、議席番号 2 番、吉田容工議員、議席番号 3 番、植田昌孝議員を指名いたします。  
次に、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 7 1 条の規定により、3 番・植田昌孝議員、4 番・南満議員、以上 2 名の議員を指名いたします。  
次に、会期についてお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

それでは日程に入ります。日程第1、議会選挙第1号、副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

やまと広域環境衛生事務組合議会副議長に植田昌孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました植田昌孝議員を当選人とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました植田昌孝議員が副議長に当選をされました。

副議長に当選をされました植田昌孝議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

副議長に当選をされました植田昌孝議員より、当選の承諾及び就任の挨拶がございました。

3番植田昌孝議員。

3番 このたび、副議長にご指名をいただきました植田でございます。職責の

(植田 昌孝) 重さを痛感するものでございます。微力ではございますが、小松議長を精いっぱい補佐していく所存でございますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

議長  
(小松 久展) 植田昌孝議員におかれましては、今後ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

次に、日程第2、報第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の報告を求めます。

東川管理者。

管理者  
(東川 裕) 報第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

まず、歳出について、総務費では、一般管理費において、健康増進施設建設の遅れに伴います代替案として周辺自治会に配布いたしました生活支援品の見直しにより、購入費用が当初の想定より下回ったため、減額いたしております。

また、財産管理費において、売電収入が減額となったことにより、積立金を減額いたしております。

次に、歳入では、歳出に伴う財源として諸収入を補正いたしております。

補正予算の総額は1,432万9,000円の減額となり、補正後の予算総額は9億3,143万2,000円であります。

以上、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長  
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を報告どおり承認することに決しまして

ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 　ご異議なしと認めます。よって、報第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告については、報告どおり承認することに決しました。

　日程第3、認第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

　東川管理者。

管理者  
(東川 裕) 　認第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

　一般会計の決算の概要でございますが、歳入歳出の総額は8億8,705万9,153円で、歳入歳出は同額で、差引額はゼロ円であります。

　以上、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長  
(小松 久展) 　質疑に入ります。ご質疑はございませんか。  
　2番吉田議員。

2番  
(吉田 容工) 　まず、基金残高について確認したいと思います。一応、財政調整基金と環境整備基金と2つあると思うんですけども、3月末の残高になると思いますが、幾らになっていますか。

議長  
(小松 久展) 　榊局長。

事務局長  
(榊 芳弘) 　歳入歳出決算書の20ページ、21ページをご覧いただきたい。21ページ側でございますが、ご覧いただきたいと思っております。

　2番の基金の欄でございますが、上のほうが、やまと広域環境衛生事務組合周辺地区環境整備基金でございます。これが令和2年度末の現在高、3月末の残高が1億408万4,000円でございます。

　続きまして、やまと広域環境衛生事務組合財政調整基金でございますが、3月末におきましては1億9,351万6,000円の残高ということでございます。以上でございます。

議長  
(小松 久展)  
2番  
(吉田 容工)

2番吉田議員。

環境整備基金の1億400万円ということになっているんですけども、環境整備基金は概算払いで支出されていると思います。それで、概算払いで支出されて、ほぼ事業は完了した分があって、残っている分があると思いますけれども、それについては、どのぐらい残っているかというのは確認できていますか。

議長  
(小松 久展)  
総務課長  
(田村五十司)

田村課長。

今のご質問につきましては、栗阪自治会に2億円の周辺環境整備交付金を出させていただきまして、太陽光発電等に係ります事業を実施いただいているものと認識しております。

私ども、今年度7月12日に栗阪自治会とお会いする機会がございまして、通帳等も確認をさせていただきました。

それ以前に、前年度3月31日現在におきまして、栗阪自治会から環境整備基金の完了報告書を提出していただいております。その関係で、2億円支出させていただいた中で、現在、栗阪自治会で保管いただいている金額が8,311万8,516円でございます。以上でございます。

議長  
(小松 久展)  
2番  
(吉田 容工)

2番吉田議員。

一応、私の持っている資料は大分古いので、平成30年3月30日に、一応太陽光発電の3つ目の事業が終わったときに完了報告書が出ている分は8,662万6,066円という形で報告されていまして。それから300万ほど減っているということで、その間の、完了報告書が3月末で出たという中身について教えてもらえますか。

議長  
(小松 久展)  
総務課長  
(田村五十司)

田村課長。

栗阪自治会から、令和3年3月31日提出されました完了報告書について、その内容についてご報告させていただきます。

先ほど、吉田議員から、平成30年末ですから……

2番  
(吉田 容工)  
総務課長

3月30日。

30日、末で残っている金額が8,662万6,066円とのご報告を

(田村五十司) 頂戴いたしましたけれども、その後、ご使用になられた費用につきましては、まず支出科目といたしまして保安管理料、これにつきましては、太陽電池発電所等の保安管理業務が必要でございますので、その経費。あと、2か所の土地代金、一つは御所市でお借りされているのと、もう一つは個人から発電所の土地をお借りされておられますので、この土地代金でございます。あとは、料金のメーター等を自動検針するシステムがございまして、そのシステムを利用されております、その利用料でございます。

平成30年3月から令和3年3月31日までの間にご使用された総計が350万7,550円でございます。以上でございます。

議長 2番吉田議員。

(小松 久展)

2番

(吉田 容工)

それで、8,000万からのお金が残っていると、これを今後どう活用されるのかということを知りたいんですね。

当初、2億円というお金は、合併処理浄化槽を入れますということで出た計画でしたよね。

この前、ある方から、トイレをくみ取りから合併浄化槽に替えてもらえへんかという地元の方から話をいただきました。この点では、健康増進施設と一つはあるんですけども、地元の方の暮らしを応援するという点では、くみ取りから合併処理浄化槽へ切り替えると、そういうところでそのお金が使えるのかどうか分かりませんし、使おうということになるのか分かりませんし、でももしこの8,300万のお金でなくても、まだ基金に1億残っているということですから、そのお金を使って地元の方のトイレをくみ取りから合併処理浄化槽へ切替えとしてほしいという要望が出たら、それは受けるべきやと私は思うんですけども、そういうお考えはございませんか。

議長

(小松 久展)

事務局長

(榊 芳弘)

榊局長。

まず、残りの8,300万余りの環境整備基金を原資とした補助金を活用しての合併処理浄化槽の話でございますが、そちらの部分につきましては、新たなといいますか、補助、今、予定しているのは太陽光パネルに対しての補助金でございますので、一旦その事業が終了して、精算した場合、新たに補助申請として上がってくれば、そういうのも検討はさせていただけるのかなという気はします。

ただ、残りの周辺地区環境整備基金、そこを新たに原資としてする場合については、今、栗阪というお話でございましたが、当然ながら朝町、小殿、そういった地区もございまして、住民の方、全ての方が対象になるわ



けでもございませんので、そこらをするに当たっては、今のところ考えていないという状況でございますが、いずれにしても、このあたりの検討については、詳細な検討をすべきであるというふうに考えております。以上でございます。

議長  
(小松 久展)

2 番吉田議員。

2 番  
(吉田 容工)

地元の方からそういう要望があったら応えられるかどうかというところなんです、一番ね。

まず、ほんなら、今、渡している 2 億円について、まだ事業が終わっていないとおっしゃってましたけれども、地元から出ている計画、みんな終わりましたよね。3 つとも、みんな終わっていますから、新しい事業計画なんて提案されていないんです。されていますか、それちょっと確認したいのと、それと私、この 2 億円の使い道を合併処理浄化槽から太陽光発電に変えたときに監査請求というのをやったんですよ。

このときは、監査委員のほうから結果の通知が来ているんですね。これは、平成 27 年 11 月 26 日と、大分前の話です。そこには、こう書いてあるんですね。当該一部に相応する本件残額については、当初の事業実施計画、浄化槽設置工事が継続していると見るほかない、監査委員はそう評価されているんですわ。

ですから、2 億円を、全ての世帯の合併浄化槽入れ替えるんやというのを当初提案しましたよと、それを中身の使い道を変えますよと、太陽光発電設置しますよというたとき、私は、それはおかしいんじゃないかという監査請求したらですね、その監査委員の方から出た文書では、このまだ当初の事業は継続しているとみなすのは当然やという答えが出ているんですね。ですから、8, 300 万円の中から使われても、新しい事業計画ではないという評価できるんやと私は思っているんです。

今、担当されている方がその頃おられなかったから、何でこんな話が出てくるのかと思われるか分かりませんが、ただ、栗阪に住んでおられる方、この方々が本当に生活が応援できるということになったら、私たちが出したお金というのは有効に使われていると感じられますので、この点では、くみ取りから合併処理浄化槽で、やっぱり生活を少しでもよくしてほしいという声にはぜひ応えていただきたいなと私は思うんです。

今すぐ答えは要りません。ですから、この点では、管理者等で検討していただいて、地元の方からそういう要望が本当にあるんやったら何とか応じまじょうかと、特に御所市の場合は、市営住宅であっても経年劣化で傷んだ分は市が改修しますけれども、こういうくみ取りから合併浄化槽にする場合は特にお金は出しませんよと、自分でやってくださいよということ

になっていますので、この点ではいつときに大きなお金が要るんですね。

そこで、やっぱり私は田原本から来させていただいて、ごみを処理していただいているということからすると、地元の皆さんが喜んでもらえるのが一番ありがたい、一人でも多くの方がそれで喜んでくれるのなら、それは出したお金の値打ちがあると思うんです。ぜひ、それは管理者、本当検討していただきたいんですけれども、どうですか。

議長  
(小松 久展)

東川管理者。

管理者  
(東川 裕)

当初、議員がおっしゃったみたいに、合併浄化槽どうですやろというような議論をさせていただきました。私の記憶によりますと、そのとき、もう既に合併浄化槽されてるお宅もあったということから、公平性に欠けるということで、それやったら売電収入で地元潤う形をやってほしいというような区長さんとのやり取りを今思い出しました。

ただ、議員がおっしゃるように、その残額につきましては、これは8,000万円というのは栗阪に限った話になろうかなと思いますので、その使途につきましては、再度、地元と色々な議論はさせていただきたい、今のご意見も参考にはさせていただきたいとは思っております。よろしくをお願いします。

議長  
(小松 久展)

地元との協定の中において、協定書は作っていないけれども、それなりの、地元が環境整備について、まあ言うたら、これぐらいのお金が必要やということの話の中において、最終的には区、100軒の区民が太陽光パネルの設置をして、今現在に至って、その収益は全員が頂いていると思うんですよ。例えば、1軒当たり3万円やいうたら、毎年3万円もうてるはずなんです。

そやから、収益はもらうわ、うちはもうここへ簡易水道造ってくれというのは、村の総意で、8,000万円以内の金で全員の、まあ言うたら不公平が生じるか分からんけれども、村としてはこういう具合にやっぺいこうと村の総意で決めてもらわんことには、うちとしては、行政もやし、組合も、これ以上立ち入るわけにいかんわね、この問題については。うちとしては、これはもうこれで解決したと、そやからここに、区の8,000万であろうが1億であろうが、使用目的を区民で決めてもらうと。

そやから、うちは、環境整備においては、僕はその当時は、そのお金もらうなど、そやから一生涯、ここに焼却場がある限り、地元還元は環境整備のことに関わって、あんたとはずっと物言うて、ほいでもろたらええやないか言うたんやけれども、村の総意で現金欲しいということで決められたんやからね。それで、うちとしては、この環境整備においては、もう

一生涯関わらんでいこうというような気持ちなんですよ。

そやから、村としては、村でこれだけくれと、村でこの環境整備においては、うちはもうしていくからと、そやから栗阪の地区は、自分らが現金を選ばれたんやからね。いや、うちは、選んでいない人がというんであれば、じゃ、太陽光パネルの収益金、利益については分配、毎年しておられるそうですけれども、その人はもらっていないのかな。そやから、うちとしては、そのまま介入はせんほうがええと思うんですよ。

吉田議員。

2番  
(吉田 容工)

そういう話になってきたら、区とここの話合いということになりますから難しい面あるんですけれども、そういう話になっていったら、この基金の性質上の問題があるんです。概算払いです、事業終わりましたよ、返してくださいよということが本来の手続でね、完了を報告しているさかいに、完了しましたよという報告ですから、だから本来ならやまと広域環境へ8, 300万返してくださいというところですけども、それはやはり区としてまだ置いておきたいというんであれば、その中からそういうことも考えられるだろうと。

何も、そこに8, 300万でやれと、私、言うていないですよ。まだ1億からお金が基金でありますから、これを使ってでもできるんやったらやってほしい。そういうところも入れて検討お願いいたします。

議長  
(小松 久展)  
管理者  
(東川 裕)

東川管理者。

おっしゃっていること、意味はよく分かりますので、どちらにしまして区長さんをはじめ、区としっかりと話をさせていただくことを約束させていただきます。

議長  
(小松 久展)

ほかにございませんか。

2番吉田議員。

2番  
(吉田 容工)

健康増進施設で、先ほどスケジュール等が説明いただきまして大体分かりました。

そこで、今回は中身としてはなかったんですけれども、いろいろ業者との契約とか、御所市にお願いするということもありますので、御所市とやまとの関係性ですね、今、御所市長さんが当組合の管理者と兼ねておられますので、その点は意思の疎通はできていると思います。

ただ、一自治体として、やはり御所市にお願いするということになると思いますので、契約書と今まで言うてましてんけど、そういう堅苦しいの

でなくても、こういう契約、予定をしていますよという、このやまとからの御所市への要請書とかは、どういう形でもいいですから、何らかの文書でやっていただきたいなど。

これは、ちょっと非常に管理者に失礼なんですけれども、もし管理者が何らかの関係で管理者を副管理者に代行してもらおうということになった場合は、ここの副管理者の方は田原本町長かなと思うんですけれども、反対に御所市は副市長さんのほうにいくと、その点では人が全然違ってくると、そこで意思疎通ができるかというとなかなか難しいんです。

ですから、やまとと御所市とのいろんな協力関係ですね、ぜひちょっと文書的なもので、今年度、今はこういう状況でこういう予定をしていますという、ここから文書を出すだけで、向こうは分かりましたでもいいと思いますので、そういう書面でのやり取りというのをやってもらいたいと、ちょっといつも言うているんですけれども、今後ちょっとお願いしたいなと思いますねんけれども、どうですか。

議長  
(小松 久展)  
管理者  
(東川 裕)

東川管理者。

大枠で健康増進施設の約束というのは、確約書というのは平成28年に大枠で、3人と御所市と、やらせていただいています。

ただ、今、吉田議員おっしゃるみたいに、タイムスケジュール的に、より詳細にやるということは非常に意義のあることだと思いますので、その内容につきましては、組合と御所市の中で、毎年になるかどうか分かりませんが、こういうスケジュールでやりますよ、分かりましたという書面のやり取りをできたらさせていただきたい、どういう内容になるかちょっと分かりませんが、検討させていただきたいと思います。

議長  
(小松 久展)  
2番  
(吉田 容工)

2番吉田議員。

ちょっと説明いただいて、こんな言うたらあれなんですけれども、28年3月4日の確約書は、やまと広域環境衛生事務組合が起因となる健康増進施設に関する事項について下記のとおり確約しますとなっていますよね。中身は、この施設の建設については、組合の新ごみ処理施設建設が起因となるものであることから、施設に関する一切の御所市費用負担分については組合が全責任を負うものとする、また各議会については、それぞれの首長の責任によって承諾を取り付けられていますので、お金を払いますよという確約なんですけれども、どういう事業を御所に今年はお願したいとか、どういうことをお願いしたいという具体的な中身が全然ないというので、そこをちょっと詰めてほしいなということですので、重ね

て、すみませんが、よろしく願います。

議長  
(小松 久展)

今、言われている内容について、一番具体的に進めていく中において必要な人材いうたら技術者ですやんか。何にしても、事務的なものと、まあ言うたら現場のものと、やっぱりハード面でいうたら建築技術者、建設技術者。ここにおられる中で、技術者いますか。それ、何にも分からんわけですやんか。いうたら、組合にその人材が少なくとも16億の事業を進めていく中において、技術者がおらへんねんというわけにはいかんでしょう。

それで、内容的にはDB方式やと。DB方式というたら、建設に向けて、施主と、そして行政自治体と、それで建設会社、設計会社が歩み寄って、まあ言うたらスピードを持って、その金額を抑えて、早く進めていくという方法でしょう、これは。じゃ、うちにその専門家がおらんかったら不都合ですやん。みんなが言うていても、早いねん、安いねんというても分からないから。で、遅れている、進んでいるいうのも分からん。

そやから、ここには少なくとも、御所市の技術者ないし五條の技術者ないし、例えば新規ないし、この職員は増員するという計画は立ててもらえるいうことでの理解でよろしいですか。

いやいや、今の言われている内容説明するだけでもね、早いんや遅れてんや何や分からんねん。そやから、管理者の説明と事務局の説明みたいに事務員が説明して、どないして理解できますの。

ここには、何いうても技術者が必要ですよ。建設関係でいうたら、行政であろうが、例えば今からの開発申請出すにしても、都計審出すにしても、こういう専門家いうたら技術者ですやんか。そこらの点については、これだけの事業を早く進めていく上においては専門家を置くの当然でしょう。それ、言われている今のやり取りが、また来月でも3か月後、できるんやったらええけれども、でけへんねんから、しっかりと人材、ここに設置をして、組合に設置をして、遅れを取り戻しながら、途中経過の説明でも、まあ言うたら田原本の議員であろうが五條の議員であろうが、聞かれたら技術者がちゃんと答えられるように置いていかんことにはどないするんですか。

榊局長、ちゃんと答弁できるか。今でもこのぐらいの、のらりくらりからの四苦八苦しる答弁しかでけへんのにやな、ここに専門家がいたらちゃんと答弁できるんやから、そやから専門家を入れるべきですけれどもということまで入れたらどうですかいうとるねん。

管理者。

管理者

今の議長がご指摘いただいたように、技術者の部分につきまして、人材

(東川 裕) の話になりますので、人事の話になりますので、今すぐにちょっとお答えはできませんけれども、おっしゃっている内容はよく分かりますので、その辺は各市町と調整をさせていただいて、対処をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、こちらのほうで内容が皆さんにはつきりと分かるような形の体制を取るということをご理解いただきたいと思います。

議長  
(小松 久展) よろしいですか。  
ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

議長  
(小松 久展) 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長  
(小松 久展) 討論なしと認めます。  
これより採決をいたします。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長  
(小松 久展) 全員の賛成と認めます。よって、認第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年やまと広域環境衛生事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。誠にご苦労さんでございました。

(午後3時48分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員